

## 令和8年度 首都圏 PR 強化事業委託 プロポーザル募集要項

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務名

令和8年度 首都圏 PR 強化事業委託

#### (2) 本業務の目的

志摩市が有する自然、文化、食、滞在等の観光資源について、多様なメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌およびインターネット上の情報発信媒体（インフルエンサーやライター等、高い訴求力を有する個人媒体を含む）をいう。）を通じた戦略的かつ効果的な PR 活動を展開することで、各メディアによる良質な情報発信を誘発する。これにより、首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）を中心とした生活者へ志摩市の魅力を届け、認知度向上および観光ブランド価値の向上、ならびに旅行先としての想起形成を図ることを目的とする。

あわせて、メディアとの良好な関係性の形成・蓄積することにより、将来にわたって継続的な情報発信が行える基盤を確立することを目指すものとする。

#### (3) 業務内容

首都圏を中心とした生活者に志摩市の観光コンテンツの魅力や可能性を効果的に訴求するため、メディアを対象とした年間 PR 戦略を企画立案し、多角的な PR 活動を展開する。あわせて、実施した PR 活動の効果を検証するとともに、次年度以降を想定した中期的な展開に向けた戦略を策定する。

#### (4) 業務場所

志摩市及び首都圏 地内

#### (5) 履行期間

契約日から令和9年3月12日

### 2. 見積限度額

17,012千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

### 4. 参加資格要件

- (1) 本業務のプロポーザルに参加する者は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ. 令和8年6月1日現在で、志摩市競争入札資格者名簿(志摩市契約規則(平成16

年志摩市規則第 69 条)第 3 条第 2 項に規定する競争入札資格者名簿をいう。)において、「2801 広告代理・企画 1 広告・宣伝及び 2 広告の総合プロデュース」、「2802 イベント企画・運営 1 イベント企画・運営」の部門すべてに登録されていること。

ウ. 志摩市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと。  
エ. 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものではないこと。

オ. 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (2) 提案参加業者は、上記参加要件を満たすもののうち、令和 5 年度以降に国又は地方公共団体(公益財団法人及び公益社団法人を含む。)に対し同種かつ同規模(契約金額が 10,000 千円(税込)以上)の契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績があるものを選定する。なお、同種の業務とは、首都圏メディアを対象に観光プロモーションに関する活動を行った実績をいう。

## 5. 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

「参加申込書(様式第 1 号)」、「事業者概要調書(様式第 2 号)」、「履行実績調書(様式第 3 号)」及び添付書類を「11 書類提出先・問合せ先」へ郵送(簡易書留)又は持参にて提出すること。

### (2) 提出書類一覧(参加申込み)

No.	提出書類の名称	様式	備考
1	参加申込書	様式第 1 号	
2	事業者概要調書	様式第 2 号	事業者概要調書(様式第 2 号)に記載の書類及び会社の概要が確認できる資料(パンフレットなど)を添付
3	履行実績調書	様式第 3 号	履行実績調書(様式第 3 号)に記載の書類を添付

### (3) 受付期間

令和 8 年 6 月 8 日(月)から令和 8 年 6 月 24 日(水)の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(必着とする)。(持参の場合は、正午～午後 1 時、志摩市の休日を定める条例による休日を除く)

#### (4) 参加資格審査結果

参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、その結果を「書類審査による選定通知書（様式第8号）」又は「書類審査による非選定通知書（様式第9号）」により、電子メール及び郵送（簡易書留）にて参加者に通知する。

#### 6. スケジュール

別紙1のとおり

#### 7. 企画提案書類の作成、提出方法

下記に定める書類を「11 書類提出先・問合せ先」へ一括して郵送（簡易書留）又は持参にて提出すること。ただし、受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプログラザルへの参加資格を無効とする。

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めない。

##### (1) 提案書類について

- ①提案書類は、「令和8年度 首都圏 PR 強化事業委託企画提案書作成要領」に基づき、作成すること。
- ②(3)「提出書類一覧表」1～5の順番にまとめること。
- ③提案書類の用紙サイズは、原則A4とする。
- ④提案書類の文字サイズは原則12ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。
- ⑤様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。
- ⑥2穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること。
- ⑦専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ⑧正本は、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものとし、副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印していないものを提出すること。
- ⑨副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。
- ⑩企画提案書は、1者1提案とする。

##### (2) 参考見積書（様式第5号）

見積の内訳を可能な限り詳細に記載した参考見積内訳書（任意様式）を添付すること。正本1部として、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものを提出すること。

(3) 提出書類一覧表

順番	提出書類の名称	様式	制限頁・枚数
1	企画提案書表紙	様式第4号	表紙
2	企画提案書	任意様式	A4判用紙両面印刷10枚(20ページ)以内とする。
3	業務実施体制	任意様式	A4判1ページ
4	業務スケジュール	任意様式	A4判1ページ
5	参考見積書	様式第5号	消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。 内訳書も添付すること。

(4) 提出部数

ア. 正本 1部

イ. 副本 8部

※「参考見積書(様式第5号)」は、正本1部のみ提出すること。

(5) 受付期間

令和8年6月8日(月)から令和8年6月24日(水)の午前8時30分から午後5時までに必着とする。(持参の場合は、正午～午後1時、志摩市の休日を守る条例による休日を除く)

郵送(簡易書留)にて提出する場合においても、受付期間内に必着とする。

8. 審査方法

別紙「令和8年度 首都圏PR強化事業委託 プロポーザル方式審査要項」参照

9. 質問及び回答

(1) 参加申込書及び企画提案書に関する質問については、電子メールによることとする。

電子メールの件名を「令和8年度 首都圏PR強化事業委託 質問について(業者名)」とし、質問書(様式第6号)を「11. 書類提出先・問合せ先」に記載のメールアドレスに送信すること。送信後は、午前8時30分から午後5時の間に電話にて受信の確認をすること。(正午～午後1時、志摩市の休日を守る条例による休日を除く)

電話による質問は受付しない。

(2) 質問受付期間は、令和8年6月8日(月)から令和8年6月17日(水)の午後5時までとする。

(3) 回答については、令和8年6月19日(金)午後5時までに、志摩市ホームページ上で回答する。

## 10. 契約手続き等

### (1) 契約交渉相手方等の決定

「8. 審査方法」の結果により、契約交渉相手方及び順位を決定する。

### (2) 審査結果の通知

審査結果は「公募型プロポーザル審査結果通知書（様式第 10 号）」により通知する。

### (3) 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載の日までに行うこと。

### (4) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等をふまえ、契約交渉相手方に選定された者と交渉し決定する。

### (5) 次点者との契約

契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行う。

## 11. 書類提出先・問合せ先

志摩市 観光経済部 観光・プロモーション課 担当：谷水、田中

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-22

TEL：0599-44-0005 FAX：0599-44-5262

E-mail：kanko@city.shima.lg.jp

## 12. 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

提出された書類、審査の過程等は公表しない。

## 13. 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込み、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する費用はすべて提案者の負担とする。

## 14. その他

### (1) 参加申込み後の辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「プロポーザル辞退届（様式第 11 号）」を持参又は郵送にて提出すること。（持参の場合は、正午～午後 1 時、志摩市の休日を定める条例による休日を除く）

### (2) 電子データの提供

提出書類の電子データ（PDF 等）の提出を求めることがある。

### (3) 虚偽記載等

参加申込書、提案書類等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。

(4) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、参加者に返還しない。また、提案内容を市が実行するものを確約するものではない。

## 事業の全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

	事項	期日・期間等
1	参加申込書及び提案書の受付	公告日から令和 8 年 6 月 24 日(水)午後 5 時まで ※持参の場合は勤務時間内(午前 8 時 30 分から午後 5 時)に提出してください。 ※郵送の場合は簡易書留とし、期間内必着とする。
2	参加申込み及び提案書に関する質問の受付 ※電子メールによる	公告日から令和 8 年 6 月 17 日(水)午後 5 時まで ※回答は令和 8 年 6 月 19 日(金)午後 5 時までに志摩市ホームページに掲載する。
3	参加資格審査	令和 8 年 6 月 26 日(金) ※提案者の出席は必要ありません
4	参加資格審査結果通知書の送付	令和 8 年 6 月 30 日(火) (予定) ※参加申込者全員に電子メール及び郵送にて送付する。
5	ヒアリング等審査の実施に関する通知	令和 8 年 6 月 30 日(火) (予定) ※参加申込者全員に電子メール及び郵送にて送付する。
6	ヒアリング等審査の実施	令和 8 年 7 月 6 日(月) (予定)
7	ヒアリング等審査の結果通知の送付	令和 8 年 7 月 10 日(金) (予定)
8	受託候補者との随意契約	令和 8 年 8 月上旬頃